

## 2 第4期愛知県障害福祉計画の策定について（概要）

### 【検討体制とスケジュール】

- (1) 愛知県障害者施策審議会の位置付け
  - (2) 計画策定スケジュール
  - (3) 策定の趣旨
    - ア 根拠
    - イ 目的
- ※障害者計画と障害福祉計画の違い

### 【基本指針】（平成26年5月15日厚生労働省告示）

- (1) 基本的理念
- (2) 計画期間
- (3) 区域の設定
- (4) 第4期計画の主な改正内容
  - ア 障害者の地域生活の支援のための規定の整備
  - イ 相談支援体制の充実、強化に関する規定の整備
  - ウ 障害児支援の体制整備に係る規定の整備
  - エ 障害福祉計画の作成に係る平成29年度の目標設定
  - オ 市町村及び都道府県が障害福祉計画に定めるべき事項について、調査、分析、及び評価を行うことに関する規定の整備

### 【第4期計画の成果目標と方向性】

- (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行
- (2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設からの一般就労への移行等
- (5) 基本指針に基づくその他の施策

### 【第1回第4期愛知県障害福祉計画策定ワーキンググループ意見の概要】

### 【第4期愛知県障害福祉計画構成イメージ（案）】

**【検討体制とスケジュール】****(1) 愛知県障害者施策審議会の位置づけ【資料 2-2 P1】**

障害者基本法第36条に基づき、設置するもので、都道府県障害福祉計画を定め又は変更しようとするときに、あらかじめ、施策審議会の意見を聴かなければならない。

**(2) 計画策定スケジュール【資料 2-2 P2】**

- ① 審議会は、年3回開催する。
- ② 第1回 7月31日(木)、第2回 12月(予定)、第3回 3月(予定)
- ③ 計画は、審議会以外にもワーキンググループや、県自立支援協議会での意見を受けて、平成27年3月の策定、公表を目指す。

**(3) 策定の趣旨**

**ア 根拠：**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、都道府県及び市町村は、国の基本指針に即して、障害福祉計画を定めることとされている。

**イ 目的：**障害福祉サービス及び相談支援並びに県の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにする。

**※障害者計画と障害福祉計画の違い**

- ① 障害者計画は、障害者基本法を根拠とし、各分野にわたる障害者施策を定めている。
- ② 障害福祉計画は、障害者総合支援法を根拠とし、障害者施策のうち、障害者に対する「生活支援分野」に関する施策に特化して、その具体的な方策を定めている。

**【基本指針】（平成26年5月15日厚生労働省告示）****(1) 基本的理念【資料 2-3 P1】**

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現

**(2) 計画期間【資料 2-3 P1】**

平成27年度から29年度

**(3) 区域の設定【資料 2-3 P1】**

サービス提供体制において、地域間の格差が生じないように、障害者施策の広域的な実施区域として、12障害保健福祉圏域を設定。

(名古屋・海部・尾張中部・尾張東部・尾張西部・尾張北部・知多半島・西三河北部・西三河南部東・西三河南部西・東三河北部・東三河南部)

#### (4) 第4期計画の主な改正内容

##### ア 障害者の地域生活の支援のための規定の整備

地域における障害者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点（地域生活支援拠点）の整備の方向性等を定める。

##### イ 相談支援体制の充実・強化に関する規定の整備

- (ア) 計画相談支援の利用者数の増加に向けた更なる体制の整備
- (イ) 地域移行支援及び地域定着支援の体制の整備
- (ウ) 協議会における関係者の有機的な連携

##### ウ 障害児支援の体制整備に係る規定の整備

子ども・子育て支援法に基づき、都道府県及び市町村が作成することとなる子ども・子育て支援計画において、障害児支援に係る記載がなされる予定である等を踏まえ、基本指針においても障害児支援の提供体制の確保に関する事項を定める。

##### エ 障害福祉計画の作成に係る平成29年度の目標設定

- (ア) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (イ) 入院中の精神障害者の地域生活への移行
- (ウ) 地域生活支援拠点等の整備
- (エ) 福祉施設から一般就労への移行等

##### オ 市町村及び都道府県が障害福祉計画に定めるべき事項について、調査、分析、及び評価を行うことに関する規定の整備

障害福祉計画における目標等について、少なくとも年に1回は実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて障害福祉計画の見直しの措置を講ずること等を盛り込む。

#### 【第4期計画の成果目標と方向性】

##### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行（継続）【資料2-3 P1】

###### ア 目標設定

- (ア) 平成25年度末時点における施設入所者の12%以上が平成29年度末までに地域生活へ移行（第3期計画の目標未達成分の割合を目標値に加える。）
- (イ) 平成29年度末時点における福祉施設入所者を、平成25年度末時点から4%以上削減

**平成29年度末までの地域生活移行者数** **概数 1,137人**

（平成25年度末時点における施設入所者数3,962人（概数）の28.7%）

28.7% = 12% + 16.7%（未達成割合推計）

**平成29年度末時点における施設入所者削減数** **概数 158人**

（平成25年度末時点における施設入所者3,962人（概数）の4%）

(参考)第3期計画の進捗状況

(数値目標)	平成26年度末までの地域生活移行者数	1,316人
	(平成17年10月1日現在の入所者数4,385人の3割)	
(実績)	平成18年度から平成25年度までの地域生活移行者数	545人

## イ 今後の方向性

高齢化や障害の重度化が進んだ方であっても、地域での生活を希望される方が、地域での継続した生活を可能とするために、グループホーム整備促進支援制度による安心できる住まいの確保や、相談支援アドバイザー設置による相談支援体制を充実して、適切に、地域の障害福祉サービスにつなげていく。

## (2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行（目標の変更）【資料2-3 P1, P5】

### ア 目標設定

- (ア) 平成29年度における入院後3か月経過時点の退院率を64%以上
- (イ) 平成29年度における入院後1年経過時点の退院率を91%以上
- (ウ) 平成29年6月末時点における在院期間1年以上の長期在院者数を平成24年6月末時点から18%以上減少

平成29年度における入院後3か月経過時点の退院率	64%
平成29年度における入院後1年経過時点の退院率	91%
平成29年6月末時点の長期在院者減少数	1,377人
(平成24年6月末時点における長期在院者数7,655人の18%)	

- a 入院後3か月及び入院後1年経過時点の退院率について、愛知県は全国の水準を上回っている。
- b 平成25年度の値を基準にすると、入院後3か月経過時点の退院率は、64.1%であり、国の目標値をクリアしている。
- c 入院1年経過時点の退院率は89.9%であり、国の目標値まであと約1ポイントである。

## イ 今後の方向性

退院に向けて、医療機関と障害福祉サービス事業者との連携を推進し、グループホーム等の住まいの場の確保に取り組み、心の健康フェスティバルの開催等を通じて、地域における理解の促進を進める。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備（新規）【資料 2-3 P1, P6】

#### ア 目標設定

市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、平成 29 年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本とする。

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会 場、緊急時の受け入れ、対応、専門性、地域の体制づくり）を行う手法として、グループホーム等を拠点とする「多機能拠点型」と、地域において機能を分担しあう「面的整備型」が考えられる。

#### イ 今後の方向性

各障害保健福祉圏域会議等を通して、各自治体の方策の推進について支援していく。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等（整理・拡充）【資料 2-3 P1】

#### ア 目標設定

(ア) 平成 29 年度中に一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の 2 倍以上にする。

(イ) 平成 29 年度末における利用者数を平成 25 年度末から 6 割以上増加

(ウ) 全体の 5 割以上の事業所が就労移行率 3 割以上を達成

平成 29 年度中の一般就労移行者数（民間企業への就職）	1, 178 人
（平成 24 年度実績 589 人の 2 倍）	
平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者数	2, 374 人
（平成 25 年度末時点における利用者数 1, 484 人の 6 割増）	
平成 29 年度末の就労移行率 3 割以上を達成する就労移行支援事業所	5 割
平成 25 年度中の就労移行率 3 割以上の事業所は概数で 3 割弱	

（参考）第 3 期計画の進捗状況

（数値目標）平成 26 年度（1 年間）の一般就労移行者数 480 人  
（平成 17 年度（1 年間）の一般就労移行者数 118 人の 4 倍）

（実績）平成 25 年度（1 年間）一般就労移行者数（民間企業等への就職）  
715 人

#### イ 今後の方向性

国の労働局等の関係機関との連携強化を推進するとともに、就労移行支援事業者の育成と確保、サービス管理責任者研修による人材の育成により、適正なサービスの質の確保を図り、効果的な一般就労につなげていく。

### (5) 基本指針に基づくその他の施策 【資料 2-3 P2】

#### ア 障害児支援のための計画的な基盤整備（新規）

児童発達支援センター及び障害児入所施設を中核とした地域支援体制の整備等

#### イ 研修及び虐待防止（追加・修正）

サービス提供に係る人材の育成、第三者評価の推進、権利擁護・虐待防止の推進

## ウ 計画相談支援（内容の充実）

圏域アドバイザー及び専門アドバイザーによる市町村や圏域の支援・助言による相談支援推進

**【第1回第4期愛知県障害福祉計画策定ワーキンググループ意見の概要】【資料2-4 P1 から P3】**

**【第4期愛知県障害福祉計画構成イメージ（案）】【資料2-5 P から P3】**

第3期障害福祉計画をベースに、厚生労働省が示した「基本的な指針の一部改正」を踏まえて記載する。